⑻　Contact point for the notice : Kenichi Yamasaki, Accounting division, General affair Department, Osaka Postal Savings Operation Center, 9―8 Jonanteramachi Tennoji-ku Osaka city Osaka Pref. 539―8794 TEL 06―6764―2582

入札公告の訂正

平成 25 年 11 月 15 日

国立大学法人九州大学総長　有川　節夫

◎調達機関番号　415　◎所在地番号　40

○第 80 号

1　掲載日　平成25年10月１日（号外政府調達第184号）

2　訂正内容　95ページ１段目、国立大学法人九州大学にかかる「入札公告」第80号、１⑵中、「借入件名及び数量」を「購入等件名及び数量」に、１⑷中、「借入期間　平成26年６月１日から平成32年５月31日」を「納入期限　平成26年５月30日」に、１⑸中、「借入場所」を「納入場所」に、95ページ３段目、５⑶中、「Nature and quantity of products to be rent」を「Nature and quantity of products to be purchased」に、５⑷中、「Rent period : From 1, June, 2014 through 31, May, 2020」を「Delivery period : By 30, May, 2014」に、５⑸中、「Rent place」を「Delivery place」にそれぞれ訂正します。また、同号、２⑸及び５⑹Ｅを削除します。

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 25 年 11 月 15 日

支出負担行為担当官

法務省大臣官房施設課長　富山　　聡

◎調達機関番号　013　◎所在地番号　13

○第８号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　広島刑務所職業訓練棟Ｂ等新営（建築）工事

⑶　工事場所　広島県広島市中区吉島町13―114

⑷　敷地面積　76,977㎡（庁舎敷地面積）

⑸　工事内容

ア　棟名　職業訓練棟Ｂ　建物用途　職業訓練棟

構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　3,035㎡　延べ面積　5,118㎡

イ　棟名　庁舎　建物用途　庁舎

構造・階数　ＲＣ造３階　建築面積　1,396㎡　延べ面積　2,728㎡

ウ　棟名　車庫⑴・門衛所　建物用途　車庫・庁舎

構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　369㎡　延べ面積　352㎡

エ　棟名　車庫⑵　建物用途　車庫

構造・階数　ＲＣ造１階　建築面積　172㎡　延べ面積　160㎡

オ　棟名　渡り廊下⑺　建物用途　渡り廊下

構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　188㎡　延べ面積　191㎡

カ　棟名　渡り廊下⑾　建物用途　渡り廊下

構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　272㎡　延べ面積　282㎡

キ　棟名　渡り廊下⑰　建物用途　渡り廊下

構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　109㎡　延べ面積　109㎡

ク　棟名　渡り廊下⑱　建物用途　渡り廊下

構造・階数　Ｓ造２階　建築面積　35㎡　延べ面積　38㎡

ケ　棟名　渡り廊下⑲　建物用途　渡り廊下

構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　194㎡　延べ面積　55㎡

コ　棟名　渡り廊下⑳　建物用途　渡り廊下

構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　23㎡　延べ面積　９㎡

サ　棟名　渡り廊下㉑　建物用途　渡り廊下

構造・階数　Ｓ造１階　建築面積　29㎡　延べ面積　２㎡

シ　工事種目　建築一式工事

ス　その他　仮職業訓練棟模様替（模様替面積約1,924㎡）、渡り廊下接続部模様替、外塀（長さ約164ｍ、高さ約4.5ｍ）、工作物（電気設備基礎等）、外構、取壊し、仮塀、仮設（仮設職員食堂、職員食堂模様替、仮設自転車置場、仮設中門、仮設渡り廊下、仮設塀等）

セ　工事範囲　上記工事（入札説明書による。）

⑹　工期　平成28年３月28日まで（指定部分１（庁舎の一部、職業訓練棟Ｂの一部、取壊しの一部、仮設（仮設職員食堂、職員食堂模様替、仮設中門、仮設渡り廊下））については、平成26年５月30日まで、指定部分２（庁舎（キャノピーを除く）、職業訓練棟Ｂ、渡り廊下⑺、渡り廊下⑾、渡り廊下⑰～㉑、渡り廊下接続部模様替、外塀、工作物（電気設備基礎））については、平成27年７月31日まで）

⑺　使用する主要な資機材

コンクリート約6,700㎥、鉄筋約790ｔ、鉄骨約670ｔ、ガラス約1,400㎡

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成25・26年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の平成25・26年度における建築一式工事の一般競争参加者の資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上であること。

⑷　平成10年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるア又はイの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の新営工事（以下「同種又は類似工事」という。）のうち、地業工事から完成までの施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、施工実績は、建物１棟で判断する（ただし、増築の施工実績を提出した場合又は建物１棟を複数工区に分割して発注されている場合においてこのうち１工区以上の新営の施工実績を提出した場合には、地業工事から完成までの施工実績を有する場合に限り、当該部分を建物１棟とみなす。）ので留意すること。

また、複合的な用途を持つ建物については、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積がその過半を占めている場合には建物全体を施工実績として認める。

他方、その過半を占めていない場合には、当該用途に係る部分及びこれに付随する共用部分に係る延べ面積のみを施工実績として認める（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用で付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積　2,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所、庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造・階数　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造地上２階建以上

Ｓ造については、建築基準法施行令第１条第３号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材が重量鉄骨であるものに限る。

ＳＲＣ造及びＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

㋒　建物規模　延べ面積　2,000㎡以上

㋓　工事種目　建築一式工事